

(参考様式第1-1号) 記載例

生産記録

(炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用の取組)

生産記録については様式を定めていませんが、参考様式として農業者団体が市町村に実施状況報告を提出するにあたり最低限必要な項目をまとめたものです。

※ 生産記録については、生産過程等において使用した肥料及び農薬、導入した技術など要件に即して対象活動を実施したことが確認できれば、「有機」A Sの認証書の写し又は認証期間に提出した書類や「都道府県等の特別栽培農産物等の認定書の写し又は認定機関に提出した書類」を提出することで生産記録に代えることができますが、記載内容によっては追加で書類の提出を求めたり、必要に応じて内容の確認を行うことがありますので、都道府県や市町村の指示に従ってください。

組織名	環境営農組合
氏名	農林 次郎

ほ場名	実施面積	作物名(5割低減)
ほ場番号②	100a	たまねぎ

- ・ 「堆肥施用量」欄は実際の施用量を記入してください。
- ・ 「堆肥施用時期」欄には年月日だけでなく、○月上旬などの時期を記載することも可能です。
- ・ 作業を実施した時期に幅がある場合は、「○月○日～○日」や「○月上旬～○月中旬」と記入してください。
- ・ 見込みで報告する場合は目安となる年月日の後に「(見込)」と記入してください。
- ・ 「備考」欄は、主作物後に堆肥を施用する場合に、施用後に栽培する作物名を記入してください。

- ・ 複数ほ場について作成する場合は、交付金の交付金額の算定の基となるほ場面積がわかる書類と突き合わせられるように、通し番号等によって整理してください。
- ・ 異なるほ場であっても、作業工程や肥培管理が同じ場合は、一枚の生産記録にまとめて記載できます。

## 1 堆肥の施用

堆肥の名称(種類)	C/N比	堆肥施用量(kg/10a)	堆肥施用時期(注)	備考(注)
稲わら堆肥	30	1,500	令和○年○月下旬(見込)	水稻

(注)主作物(5割低減取組)後の施用の場合は、施用後に栽培する作物名を備考欄に記入すること。

- ・ バーク堆肥、稲わら堆肥等植物性物質由来の堆肥等、明らかにC/N比が10を超えている堆肥については、わかる範囲で記載をしてください。

## 2 5割低減の取組

### (1) 作業工程

作業名	実施時期	備考
播種	令和○年○月中旬	
定植	令和○年○月上旬	
収穫終了日	令和○年○月○日～令和○年○月中旬(見込)	

- ・ 作業名にある主な作業の実施時期を記入してください。
- ・ 見込みで報告する場合は目安となる年月日の後に「(見込)」と記入してください。

「使用肥料」、「使用農薬」欄には、生産過程等において使用した全ての肥料・農薬について、化学肥料窒素成分の割合、使用時期、使用量、化学合成農薬成分回数等を具体的に記載してください。

※ 「使用肥料」欄において (A) の合計 ≤ (B) の値、「使用農薬」欄において (C) の合計 ≤ (D) の値となっているか確認すること。

(2)使用肥料(1の堆肥以外)

資材等の名称	化学肥料窒素成分の割合(%)	使用時期	使用量(kg/10a)	うち化学肥料窒素成分量(kgN/10a)(A)	慣行の5割低減の水準(kgN/10a)(B)	備考
〇〇有機	10	令和〇年9月上旬	80	8	27	
〇〇化成	8	令和〇年11月中旬	30	2.4		
計算の仕方						
80kg/10a × 10% = 8.0kgN/10a						
30kg/10a × 8% = 2.4kgN/10a						
合計 10.4kgN/10a						
「合計」欄には化学肥料窒素成分量の合計値を記入してください。						
合計				10.4		

(注1) 化学肥料窒素成分を含まない有機質肥料も含めて記入すること(1の堆肥以外)。

(注2) (A)の合計 ≤ (B)の値となっているか確認すること。

- ・ 「土壌診断結果書類」や「堆肥の購入伝票等」の写しを証拠書類として保管してください。
- ・ 「施肥管理計画」や「堆肥の成分証明書等」は、必要に応じて作成し、その写しを証拠書類として保管してください。

(3)使用農薬

農薬名(剤型等、商品名)	使用時期	化学合成農薬成分回数(C)	慣行の5割低減の水準(成分回数)(D)	備考
〇〇殺虫剤	令和〇年〇月上旬	2	20	
〇〇殺菌剤	令和〇年〇月上旬	1		
〇〇殺菌剤	令和〇年〇月下旬	2		
〇〇殺虫剤	令和〇年〇月下旬	2		
〇〇(生物農薬)	令和〇年〇月上旬	-		
合計		7		

(注1)フェロモン剤、生物農薬等カウントしない農薬も含めて記入すること。

(注2)(C)の合計 ≤ (D)の値となっているか確認すること。

- ・ 慣行の5割低減の水準を記入してください。
- ・ 化学合成農薬成分回数が慣行の5割以上削減されていることを確認してください。

- ・ 必要に応じて、堆肥の成分が分かる書類の写しを証拠書類として保管してください。  
(パーク堆肥、稲わら堆肥等植物性物質由来の堆肥、牛糞堆肥といった明らかにC/N比が10を越える堆肥は、成分のうちC/N比については成分証明がなくてもかまいません。)

3 保管書類

- 施肥管理計画     土壌診断結果書類     堆肥の購入伝票等(※)     堆肥の成分証明書等     主作物の出荷・販売伝票(10a未満の取組の場合)

※ 堆肥を譲り受ける場合はその証拠書類(伝票、取引書類等)、自給堆肥の場合は堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類を保管すること。

(注)保管してある書類名の口には、またはを入れること。

- ・ 施肥管理計画は、堆肥その他の使用する資材における窒素及びリン酸の各成分量の合計が、都道府県の施肥基準等を上回り、必要となる投入成分量を超えて過剰な施用となることが懸念される場合は、施肥管理計画を策定して、その写しを証拠書類として保管してください。  
(都道府県の施肥基準やエコファーマー導入指針(持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針)における堆肥の使用の目安、その他の技術指針等の範囲内で施用が行われていれば策定する必要はありません。なお、施肥基準等については、都道府県、市町村にお問い合わせください。)

※ 以下の化学肥料、化学合成農薬については使用量、使用回数に算入しないことができます。

- 有機農産物の日本農林規格の別表1の肥料及び土壌改良資材、別表2の農薬(環境保全型農業直接支払交付金 取組の手引き 10~11頁参照)
- 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物の場合、種子や苗等に使用されている化学合成農薬  
(この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種子や苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、5割低減の取組の基準としての慣行レベルとして利用するものとします。)
- 植物防疫法に基づき実施される警報に基づく防除において使用される化学合成農薬